

奈良県告示第二百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年十月十七日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
吉田医院	大和高田市礪野北町一三―一	令和五年六月三十日
日本調剤糧原薬局	糧原市兵部町七―一五	令和五年八月一日
やすだ歯科	大和高田市春日町二丁目一番二五―二号	令和五年八月三十一日
えふ西薬局	生駒市西旭ヶ丘一三―一四	令和五年八月三十一日
えふ東薬局	天理市西長柄町一七八	令和五年八月三十一日
松岡医院	吉野郡吉野町大字新子四六三番地	令和五年九月一日
関本医院	宇陀郡曾爾村大字山粕三二四	令和五年九月十九日
杉浦歯科医院	宇陀市室生大野二二五〇	令和五年九月三十日

